

クーリング・オフについて

ブランドメンバーより製品を購入した場合

訪問販売におけるクーリング・オフについて

お客様が、訪問販売または電話勧誘販売でお申し込み（契約）された場合、「購入契約書（領収書）」（下記左参照）を受領された日を含めて8日間は、書面（下記右参照）または電磁的記録（Eメール等）により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができ、その効力は書面または電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のときはクーリング・オフはできません。上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面の受領後8日以内であれば書面または電磁的記録により契約を解除することができます。

- i) 販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることによりお客様が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
ii) お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合

お客様は、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。④製品を使用、もしくは消費して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、下記の契約解除通知書に必要事項を記入のうえ、同書面の写しを担当ブランドメンバーまでご郵送ください（簡易書留が確実です）。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面または電磁的記録でもクーリング・オフを行使することができます。

購入契約書 (領収書)
\*ニュースキンの製品(フリーダイヤルを除く)はEメールでお客様の住所に、配達料金が適用されます。
製品コード 製品名 税率% 数量 販売価格(税込)
税率10%消費税 税率8%消費税
代金お支払い日 年 月 日 代金お支払い方法
製品引渡日 年 月 日 契約締結日 年 月 日
お客様お名前
ご住所 〒 TEL ( )
販売員氏名 連絡先 TEL Eメールアドレス

お客様各位
クーリング・オフに関するお知らせ
お客様が訪問販売または電話勧誘販売でお申し込みされた場合、本製品を受領された日を含めて8日間は、書面(下記参照)または電磁的記録(Eメール等)により無条件でお申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うことができます。ただし、現金取引(契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全額を支払うこと)で、その金額が3,000円未満のときはクーリング・オフはできません。上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面の受領後8日以内であれば書面または電磁的記録により契約を解除することができます。
①販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることによりお客様が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
②お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合
お客様は、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。④製品を使用、もしくは消費して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。
クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、下記の契約解除通知書に必要事項を記入のうえ、本製品の写しを担当ブランドメンバーまでご郵送ください(簡易書留が確実です)。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面または電磁的記録でもクーリング・オフを行使することができます。
なお、お手元に届いた製品などが破損していたりような場合には、速やかにお問い合わせいただけます。取扱ブランドメンバーまでご連絡ください。
ニュースキンのサービスセンターへお問い合わせ先
ニュースキン消費者相談室 TEL 0120-022-723
Eメール nj\_consumer@nusk.com
契約解除通知書
担当ブランドメンバー名 \_\_\_\_\_ 殿
私は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に申し込んだニュースキン関連製品購入に関する契約を解除いたします。
たく、ここに通知いたします。
年 月 日
氏名 \_\_\_\_\_
現住所 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

お問い合わせ先

ニュースキン消費者相談室
フリーダイヤル：0120-022-723
月～金9：00～17：30（土・日・祝休）
メールでのお問い合わせ

# ブランドメンバー登録をした場合

## 連鎖販売におけるクーリング・オフについて

- A. ブランドメンバーは、次のどちらか遅い方を起算日として 20 日以内であれば、理由の如何を問わず書面または電磁的記録（Eメール等）により契約を解除することができます：
  - i) 契約情報案内 PACKET（特定商取引法上の契約の内容を明らかにする書面）を受領した日、または
  - ii) ビジネスポートフォリオの引渡し、あるいはブランドメンバー申請書の提出（オンラインサインアップを含む）後に、製品またはビジネスサポートマテリアル・サービスの購入・受け取りが最初に行われた日
- B. A の記載にかかわらず、ブランドメンバーは、勧誘者による次のいずれかの妨害行為により A に定める期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を受領し、説明を受けた後 20 日以内であれば書面または電磁的記録により契約を解除することができます：
  - i) 勧誘者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることにより契約者が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
  - ii) ブランドメンバーが勧誘者により威迫されたことにより困惑した場合
- C. A または B の解除において、ブランドメンバーが支払った金額のすべてと、消費税が支払われた場合はその消費税分を付加してブランドメンバーに速やかに返金するものとします。
- D. A または B の解除の場合、ビジネスポートフォリオ、製品および（または）ビジネスサポートマテリアル・サービスの返送費用はニュースキン社が負担します。
- E. A または B の解除の場合、ニュースキン社が損害金や違約金を請求することはありません。
- F. A または B の解除は、契約の解除を行う旨を記載した書面または電磁的記録による通知をブランドメンバーが発信したときに効力が生じます。

### お問い合わせ先

メンバー専用窓口（2番 解約・返品・配送・入金）

フリーダイヤル：0120-200-449（固定電話専用）

TEL：03-4540-7121

月～金 9：00～17：30（土・日・祝休）

メールでのお問い合わせ

ニュースキンジャパン株式会社